

「通常兵器関連補完規制」の導入に伴う関連通達の制定・改正に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
[御意見] - 1 : 通常兵器の「不拡散」について	
<p>[内容]</p> <p>「通常兵器の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）」（新設）の表題で、「通常兵器の<u>不拡散のための</u>・・・」と記述されております（同本文内にも同様の記述あり）が、例えば「通常兵器に係る<u>補完的輸出規制</u>に係る輸出手続き等について」とされては如何でしょうか。</p> <p>[理由]</p> <p>今般の規制導入の根拠となったワッセナーアレンジメント合意による非リスト品目向け規制の主旨は通常兵器の拡散防止ではないので、「不拡散」という記述は不適切ではないかと考えます。</p> <p>「特定貨物・役務取引許可等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」の2—3.「通常兵器の<u>不拡散のための補完的輸出規制</u>に係る・・・先立ち相談を希望する方」についても同様です。</p>	

「通常兵器関連補完規制」の導入に伴う関連通達の制定・改正に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
[御意見] - 2 : 誓約書について	
<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「通常兵器の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について(お知らせ)」(新設)の2.(2)①A.ク. (2)②A.カ. ● 「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の別記4 ● 「輸出許可・役務取引許可申請に伴う添付書類等について(お知らせ)」1(8)イ <p>許可申請の添付書類として誓約書を提出することが定められていますが、この誓約書の提出は不要とすべきではないでしょうか。</p> <p>[理由]</p> <p>大量破壊兵器の場合、インフォームの場合と大量破壊兵器の開発等に用いられる場合のみ除外されている為。(大量破壊兵器おそれ省令の別表行為に用いられるときには誓約書が求められている)</p>	

「通常兵器関連補完規制」の導入に伴う関連通達の制定・改正に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
[御意見] - 3 : 許可申請に係る添付書類について	
<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「輸出許可・役務取引許可申請に伴う添付書類等について（お知らせ）」 ● 「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」 <p>国連武器禁輸国以外を仕向地とし、かつ、インフォーム（輸出令第4条第1項第三号ニ）を受けた場合の添付書類の定めが、「輸出許可・役務取引許可申請に伴う添付書類等について（お知らせ）」と「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」から漏れていると思われま</p>	

「通常兵器関連補完規制」の導入に伴う関連通達の制定・改正に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
[御意見] - 4 : 輸出許可申請書類等の該当項番記載について	
<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「輸出貿易管理令の運用について（輸出注意事項62第11号・62貿局322号）」の別表第3「輸出関係書類の記載要領」の1-5-3において、「但し、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物にあつては、「16項」と記載する」と追加されました。通常兵器関連補完規制に係る輸出管理業務負担を軽減するものと評価いたしますが、輸出許可申請内容明細書（貨物）、申請理由書（技術）の記載要領も同様とすることが必要ではないかと思慮いたします。 	

「通常兵器関連補完規制」の導入に伴う関連通達の制定・改正に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
[御意見] - 5 : 用語 (略号) の統一	
<p>[内容]</p> <p>通達で用いる略語はわかりやすい用語で統一していただきたい。</p> <p>「省令第57号」について 運用通達では「通常兵器開発等省令」とされており（大量破壊兵器が「核兵器等開発等省令」となっている為と思われます）、通常兵器通達等では、「通常兵器省令」となっています。）</p> <p>事前相談手続について 「大量兵器省令」、「大量兵器告示」とありますが、「大量破壊兵器省令」、「大量破壊兵器告示」の方が良いのではないのでしょうか（運用通達では核兵器等開発等省令となっています）。</p>	